

令和6年10月2日から、香川県の最低賃金が変更になっております。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	970円 (918円)	令和6年10月2日 (令和5年10月1日)

( )内は改正前

※産業別最低賃金の適用がある場合は、産業別最低賃金以上の支払いが必要です。

## 「業務改善助成金」

本助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

### 対象事業主

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

### 活用事例

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経費コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

### 助成額

例 コース 区分 30 円 コース	事業場内 最低賃金の 引き上げ	引き上げる 労働者数	助成上限額		助成率
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円	900円未満 9/10
		2~3人	50万円	90万円	900円以上 950円未満 4/5 (9/10)
		4~6人	70万円	100万円	950円以上 3/4 (4/5)
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上	120万円	130万円	

## 「働き方改革推進支援助成金」

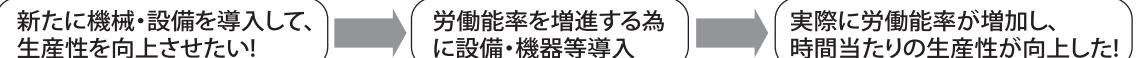
本助成金は、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。

### 対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主が対象となります。
- 労災保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、下記「成果目標」①～③の設定に向けた条件を満たしていること。

〈成果目標〉 ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減させること。  
②年次有給休暇の計画的付与を新たに導入すること。  
③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ規定の特別休暇のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

### 活用事例



### 助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給。「以下1、2の上限額及び3の加算額の合計額」と「対象経費の合計額X3/4」のいずれか低い額				
※1.成果目標①の上限額 100万円～200万円 ※2.成果目標②・③の上限額 各25万円				
※3.賃金引上げの達成時の加算額(常時使用する労働者が30人以下の場合)				
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

# フリーランス保護新法の成立

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、  
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と  
②フリーランスの方の就業環境の整備  
を図ることを目的としています。

## 法律の適用対象

### 発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

## 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目	フリーランス
◆フリーランスに業務委託をする事業者 ※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。	①	・業務委託の相手方である事業者 ・従業員を使用していない
◆フリーランスに業務委託をする事業者 ◆従業員を使用している	①、②、④、⑥	
◆フリーランスに業務委託をする事業者 ◆従業員を使用している ◆一定の期間以上行う業務委託である ※「一定の期間」は、③は1ヶ月、⑤⑦は6ヶ月です。 契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含みます。	①、②、③、④ ⑤、⑥、⑦	

審査項目	内 容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに次の取引条件を明示すること ①業務内容、②報酬額、③支払期日、④発注事業者・フリーランスの名称、⑤給料を受領/役務提供を受ける日・場所、⑥検査完了日、⑦報酬の支払方法に関する必要事項(現金以外の方法での支払の場合)
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	物品を受け取った日から60日以内の出来る限り早い日に報酬支払日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③禁止行為	1ヶ月以上の業務委託をした場合、次の行為は禁止。①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買いたたき、⑤購入・利用強制、⑥不当な経済上の利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更・やり直し
④募集情報の的確表示	①虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない、②内容を正確かつ最新のものに保たなければならない
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	6ヶ月以上の業務委託について、育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に關し、次の措置を講じる。 ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6ヶ月以上の業務委託を途中解除したり、更新しないことしたりする場合は、①原則として30日前までに予告しなければならないこと、②予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと